

行政事業レビューシート (国土交通省)

予算事業名	国際海事機関(IMO)分担金	事業開始年度	昭和32年度	作成責任者		
担当部局庁	海事局	担当課室	総務課国際企画調整室	室長 藤田 礼子		
会計区分	一般会計	上位政策	公共交通の安全確保・鉄道の安全性向上、ハイジャック・航空機テロ防止を推進する			
根拠法令 (具体的な条項も記載)	国際海事機関(IMO)条約 第60条	関係する計画、通知等	—			
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	IMO加盟国に課せられる分担金。予算は2年に1回開催される総会で決定され、毎年全加盟国(準加盟を含め172)に割り当てられる。					
事業概要 (5行程度以内。別添可)	IMOは海事に関する国連の専門機関であり、航行安全・保安及び船舶からの海洋汚染の防止等広く海事に関する技術的及び法的事項について政府間の協力を促進し、国際的に統一された措置の採用及び条約等の作成を目的として、「国際機関条約」(IMO条約)に基づいて1958年に発足した。我が国は同年3月に加盟し、以後今日まで理事国を務めている。					
実施状況	総会で決定された分担金総額に基づいて所定の算式により加盟国に割り当てられた分担金を毎年1回納付。 日本の分担割合(ポンドベース) 19年度 3.62% 20年度 3.45% 21年度 3.38%					
予算の状況 (単位:百万円)		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度要求
	予算額(補正後)	191	216	155	155	160
	執行額	184	174	155		
	執行率	96.3%	80.6%	100.0%		
	総事業費(執行ベース)	-	-	-		
自己点検	支出先・用途の把握水準・状況	IMOでは、2年に1度の総会で予算審議及び決算報告が行なわれるほか、理事会(年2回開催)において事業内容・用途のチェックが行なわれる。				
	見直しの余地	<p>予算は、理事会(40ヶ国)で審議されたのち、総会(全加盟国)で決定される仕組みとなっており、決定後の分担金は加盟国の責務として負担せざるを得ない。 我が国は理事会及び総会において適正な内容となるよう働きかけを行なっているが、引き続き適正なものとなるよう努める。</p> <p>(20年以上経過した事務事業の廃止を前提とする検証) 本事業は、国連の専門機関である国際海事機関(IMO)の加盟国分担金であることから、引き続き、事業としては継続する必要がある。</p>				
予算監視の効率化	<p>【現状維持】 国際約束で決められた分担金を支出しなければならないことから、現状維持とする。</p>					
補記	<p>【予算科目】 033 公共交通等安全対策費 95 公共交通等安全対策に必要な経費 (21年度予算額) (21年度決算見込額) 95016 - 2725 - 16 国際民間航空機関等分担金 155 百万円 155 百万円</p> <p>注. 分担金はポンドで支払うため、予算決定時と支払時期の為替レートが異なるので、予算執行率が100%にならない場合がある。</p>					

国土交通省
155百万円

IMO総会で決定された分担金総額に基づいて加盟国に課せられた金額を分担



【分担金】

A. 国際海事機関
155百万円

航行安全・保安及び船舶からの海洋汚染の防止等広く海事に関する技術的及び法的事項事項について政府間の協力を促進し、国際的に統一された措置の採用及び条約等の作成を目的としており、IMO総会で決定された予算・事業計画を適正に執行

資金の流れ
(資金の受け取り先が何を
しているかについて補足する)
(単位:百万円)

費目・使途
 (「資金の流れ」
 においてブロックごと
 に最大の金額が支出さ
 れている者について記
 載する。使途と費目の
 双方で実情が分かるよ
 うに記載)

A.国際海事機関			E.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
運営費	会議開催費、人件費、事業費等IM O:運営費全体(4,579百万円)の 3.38%を負担。	155			
計		155	計		0
B.			F.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0
C.			G.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0
D.			H.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0